



第3次
芦屋市市民参画協働推進計画

令和2年3月
芦屋市

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

第 1 章 推進計画の基本的な考え方	1
1 芦屋市を取り巻く環境の変化.....	1
2 計画策定の趣旨, 位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 基本理念.....	4
5 条例に定める市民・市民参画・協働とは.....	4
第 2 章 芦屋市の市民参画・協働の現状と課題	5
1 芦屋市の市民参画・協働の指標の評価.....	5
2 芦屋市の市民参画・協働の現状・課題.....	8
第 3 章 芦屋市の市民参画・協働の現状から目標に至る分析 ...	16
1 芦屋市の市民参画・協働の現状から目標に至る分析のまとめ.....	16
2 計画の目標.....	18
第 4 章 施策の推進と計画の進行管理	19
1 施策の推進の考え方.....	19
2 施策テーマの方向性.....	19
3 施策の体系.....	21
4 施策の推進.....	22
5 数値目標.....	24
6 計画の進行管理.....	25
7 芦屋市の市民参画・協働の取組事例.....	26
8 芦屋市の市民参画・協働の形態(事例).....	30
参考資料	34

1 芦屋市を取り巻く環境の変化

わが国においては、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化とともに、核家族化や共働き世帯の増加、一人一人の価値観の多様化等に伴うライフスタイルの変化など、社会環境が大きく変化しています。

特に、人口減少と高齢化がさらに進むことが予測される中で、人口増を前提とした社会システムは大きく転換を迫られており、高度経済成長期に整備したインフラや公共施設の維持・管理の問題、増大する福祉ニーズへの対応等、人口減少時代に合った新しいモデルへと移行していくことが求められています。

自治体行政においては、人口減、高齢化により、公共私それぞれの人々の暮らしを支える機能が低下することが危惧されています。また、多様な価値観や個性を認め合う社会の広がりにより、サービスの受け手が多様化しており、限られた行政の資源だけですべてのニーズに対応していくことは困難となってきました。

これらの社会構造の変化に対応した持続可能な行政運営を行うためには、まちづくりのあらゆる面において、市民をはじめとして、企業や団体等、より多くの主体の参画を募り協働することで、社会課題を克服するという視点がますます重要となっています。

国においては、平成 29 年度（2017 年度）から「自治体戦略 2040 構想研究会」を立ち上げ、スマート自治体への転換、新しい公共私協力関係の構築による暮らしの維持等、新たな自治体行政の考え方を提示しています。

また、女性活躍推進や働き方改革、ICT の推進など、社会を支える仕組みを変革する施策が展開され、公共私のあるあり方を見つめなおし国民全体で社会を支える仕組みの構築を促しています。

このような中、芦屋市においては、市民参画・協働を市政の大きな柱の 1 つとして位置づけ、平成 27 年（2015 年）3 月に「第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、市民参画・協働による住みよいまちづくりを進めています。

本市では、地域のまちづくりに対して関心がある市民が多くおり、主体的に市民活動や地域活動を行える多数の人材が潜在している可能性が高く、まちづくりに大きな可能性を秘めている状況と言えます。

また、市民参画・協働の取組についても、地域と協働し、複雑な課題に対する解決策を検討する場や公共施設を効果的に活用する地域との連携事業等、新たな取組も各種展開しています。今後は、これまでの取組をさらに、発展、推進し、行政だけでは超えられない壁を市民とともに解決していくという視点を踏まえながら、より一層、多様な主体と連携し、まちづくりへの参画・協働を進めることで市民が「住みよいまち」につなげていくことが求められています。

2 計画策定の趣旨，位置づけ

本市においてはこれまでも、総合計画等などで市民と行政がともにまちづくりを行うことを掲げ、各種の施策において市民参画・協働の観点に基づいた取組が実施されてきました。

第4次総合計画においては、市民参画・協働を市政の大きな柱の1つとして位置づけ、総合計画の方針を受けて、平成27年（2015年）3月に「第2次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、まちづくりの具体的な市民参画・協働のあり方を提示し、施策を推進しています。

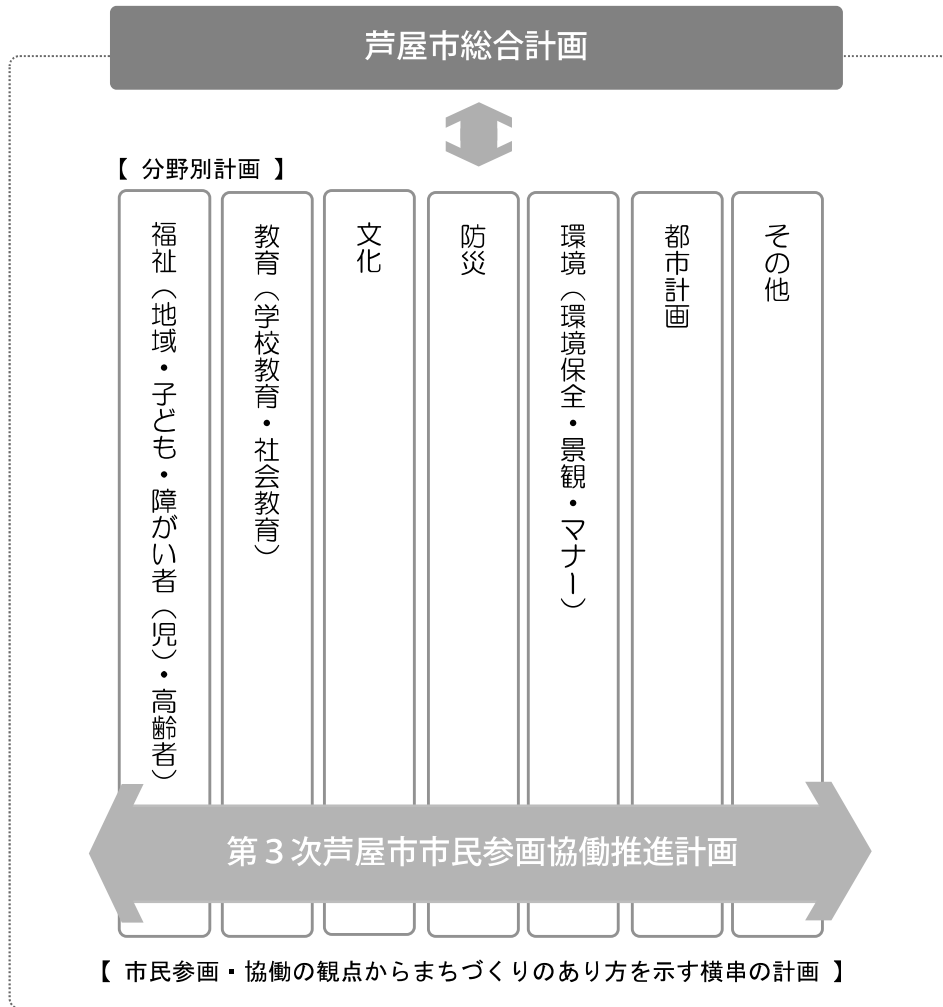
第4次総合計画が令和2年度（2020年度）を持って終了し、令和3年度（2021年度）からは第5次総合計画が策定されますが、市民参画・協働の理念はまちづくりの基本として、いつの時代にも引き継がれるものです。

「第3次芦屋市市民参画協働推進計画」（以下、「本計画」という。）は、分野別計画として総合計画の各施策に市民参画・協働の観点から横串を通し、市民と行政による住みよいまちづくりを推進することを目的としています。

市民参画・協働はそれ自体が目的ではなく、地域の課題解決や市民主体のまちづくりを実現するための手法の1つであり、市民や団体、企業、行政の様々な主体が相乗効果を生み出しながら、新たな仕組みや事業を創り出すことだと考えています。

また、手段としての市民参画・協働のあり方は多様であり、課題の質や規模、取組の内容によって取り組む方法も様々であることを前提としつつ、参考となる視点を示すことで、より効果的な市民参画・協働の推進を図るものです。

[位置づけ図]



3 計画期間

本計画は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間に計画期間とし、計画の見直しは社会情勢の変化や本市の行政施策の状況等を考慮して行います。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
第3次 芦屋市市民参画協働推進計画				

4 基本理念

本市では、平成 19 年（2007 年）3 月に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を定めたのち、第 1 次芦屋市市民参画協働推進計画（平成 19 年度（2007 年度）～平成 26 年度（2014 年度））及び第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画（平成 27 年度（2015 年度）～）を策定し、一貫して、「市民参画・協働による住みよいまちづくり」の基本理念を掲げ、そのもとで定めた目標に応じて施策を推進してきました。

第 3 次となる本計画においても、この基本理念を受け継ぎ、時代の流れとともに変化する社会の状況に対応した、市民参画・協働施策を推進します。

5 条例に定める市民・市民参画・協働とは

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例は、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的としており、市民や市民参画・協働について以下のように定義しています。



市民

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。（条例第 2 条）



市民参画

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。（条例第 2 条）



協働

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。（条例第 2 条）